

災害時のペット救護と一般財団法人ペット災害 対策推進協会

青木貢一[†] (一財)ペット災害対策推進協会理事長)



一般財団法人 ペット災害対策推進協会 (以下「災対協」という) は、2016年3月に「一般財団法人 全国緊急災害時動物救援本部」から名称変更して再スタートした団体である。再スタート後の最初の活動は、同年4月に発生した熊本地震において、被災ペットとそ

の家族の救済のために設置された現地被災ペット救護本部のサポートであった。

災対協として再スタートした経緯や、熊本地震での被災ペット救護活動を通して感じた、災害時における被災ペットの救護のあり方について私案を記したい。

1 過去の主だった災害

1995年に発生した阪神・淡路大震災の後、わが国でのペットが被災した災害は、次のようなものがある。

- ・2000年に発生した北海道有珠山噴火災害と東京都三宅島噴火災害
- ・2004年と2007年に発生した新潟県中越沖地震
- ・2011年に発生した東日本大震災
- ・2014年に発生した広島県豪雨土砂災害
- ・2015年に発生した長野県北部地震、鹿児島県口永良部島噴火災害、茨城県で台風18号による豪雨災害
- ・2016年4月に発生した熊本地震災害、8月に発生した岩手県と北海道(家畜が主)での台風10号による豪雨災害

2 災害時対応組織の変遷

1995年1月に阪神・淡路大震災が発生し、被災動物の救護活動を行うため現地に「兵庫県南部地震動物救援本部(社)兵庫県獣医師会(本部長)、(社)神戸市獣医師会、(社)日本動物福祉協会阪神支部で構成)」が設置された。また、現地本部の活動を支援するため、総理府(当時の動物愛護行政の主管官庁、現在は環境省)の要請に基づ

き「兵庫県南部地震動物救援東京本部(財)日本動物愛護協会(事務局)、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会、(社)日本獣医師会、(社)日本動物保護管理協会」が設置され、被災ペットとその飼い主に対する支援の体制が整えられた。

この動物救護活動には全国から集まった多くのボランティアが活躍したことから「ボランティア元年」といわれるようになり、その後の災害時の被災ペット救護活動のモデルとなった。

1996年8月に「兵庫県南部地震動物救援東京本部」は「緊急災害時動物救援本部」と改組・改称し、その後の災害時における現地被災ペット救護本部に対する支援活動を行うことになった。

さらに2011年3月に発生した東日本大震災での被災ペット救護活動を行っている中、2014年6月に体制を一新するとともに法人化し、「(一財)全国緊急災害時動物救援本部」と改称した。

2016年3月には、「(一財)ペット災害対策推進協会」と改組・改称し今日に至っている。

3 (一財)ペット災害対策推進協会に改組・改称の理由

東日本大震災は、地震による津波が岩手県、宮城県、福島県、茨城県の沿岸地域を襲い、福島県の原子力発電所を破壊した大災害だった。この災害時に動物救護のための募金が、任意団体である緊急時動物救援本部(以下「前救援本部」という)に寄せられた。

一方であまりにも悲惨な状態から、全国から動物愛護・保護団体(自称)が自主的な被災ペット救護活動を行っていた。「前救援本部」は、これらの団体から収容動物保護の費用及び物品の提供を求められるようになり、この求めに対して「前救援本部」は十分なチェックもなく応じてしまった感があった。動物愛護・保護団体の中には、通常時の活動に必要な物品購入資金、生活資金などを集めるため被災ペットを具とするものが多数出現した。いわゆる、ふさわしくない団体による被災ペット救護ビジネスといえるもので、災害のたびに暗躍する

[†] 連絡責任者：青木貢一 (一財)ペット災害対策推進協会)

〒160-0016 新宿区信濃町8-1 ☎・FAX 03-6380-5717 E-mail: doubutsukyuenhonbu2014@gmail.com

ようになり、看過できないものである。

このような状況の中、当時の「前救援本部」から動物愛護・保護団体に対する義援金の支給基準問題が露呈し、「前救援本部」に集まった義援金の使い方が批判され、それを検証するために、「緊急災害時動物救援本部評価委員会」が組織された。当時、私自身も批判した一人であった。

2013年3月に「緊急災害時動物救援本部評価委員会報告書（中間報告）」が発表され、「前救援本部」の活動のあり方に対する問題提起がなされた。

2014年6月に法人化した直後の7月には、一部の寄付者から賠償請求訴訟を起こされたが2016年2月に東京高等裁判所が原告の控訴を棄却したため、「前救援本部」の勝訴が確定したもののダークイメージが残った感がある。

裁判のみならず、「前救援本部」と前理事長に対して継続的に批判があったために、体制刷新の必要性があると判断され、2016年3月に名称を「(一)ペット災害対策推進協会」に変更するとともに定款変更、理事長交代となった。残念なことに、この過程で主だった団体の社団法人（現 公益社団法人）日本動物福祉協会が離脱した。

4 災害時の環境省の対応

環境省は、東日本大震災や熊本地震では、災害発生後ただちに職員を現地に派遣し、被災ペットの救護活動及び飼い主家族への支援に関して自治体職員などに助言、指導を行うとともに実態調査も行い、必要に応じて関係団体等に支援要請を行うなど初期活動の重要な役割を演じている。

また、東日本大震災を含む大規模災害における被災ペット救護については、災害の種類、規模、地域性、発生時期、救護体制の整備状況の違いにより対応がそれぞれ異なっていたことから、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室は、動物救護対策のあり方を示すため、2013年6月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を作成した。自治体や現地被災ペット救護本部が、災害時に避難所への同行避難、被災ペットの救護、被災飼い主の支援、逸走・放浪ペットによる危害防止や生活環境保全のための保護・収容、救護活動従事者の安全確保などの対策を立案するために、このガイドラインを実際に活用することを期待している。

5 熊本地震災害

昨年4月に震度7の激しい地震が2度にわたって益城町、熊本市とその周辺を襲った地震であり、比較的限局的であったが、その被害は甚大であった。住居損壊のみならず、道路に亀裂や段差ができ、断水、停電などイン

フラ損壊が起こった。住居損壊によって居住困難に陥ったペットを飼育している被災者は、避難所や車中などに避難した。

避難所にペットと同行避難できた飼い主が多数いたが、同行避難できなかった飼い主もおり、その中には被災ペットが中・大型犬のために避難所に入れず、倒壊建物の屋外に犬を繋いだままにしなければならなかった飼い主や、倒壊建物から猫を連れ出せなかった飼い主がいた。益城町のグラウンドには、テント村が建設され、その一角に被災ペットが入れる場が設けられていたが、気温が高い日中にはテント内が蒸し暑い状態になっていた。5月中旬にコンテナハウス3棟（エアコン付、ケージ50個）が建設され、避難所内のペットを収容し、飼い主とボランティアが世話していた。

被災ペットと同行避難した被災者の中には、避難者同士のトラブルが原因で、避難所を出て軒下や車内に移動しなければならなくなった方がおり、エコノミー症候群発症の危惧があった。一方で、ペットの存在が、避難者の気持ちを和ませ、避難者同士の融和を図ることもあった。

災害時における動物病院の役割として、発災直後から被災ペットの一時保護・預かり及び傷病ペットの治療がある。熊本地震においても、動物病院自体の損壊、院長はじめスタッフが被災し役割を担えない病院があったにもかかわらず、多くの動物病院が被災ペットの救護活動に当たっていた。

(1) 熊本地震ペット救護本部設置

発災後、熊本県、熊本市、熊本県獣医師会がそれぞれ対応に追われていたため、一堂に会して話し合うことができず現地被災ペット救護本部の設置が遅れたが、ようやく5月27日に「熊本地震ペット救護本部」が設置された。

熊本市は、通常時から収容した犬・猫を殺処分しないと宣言しており、熊本市動物愛護センターでの譲渡活動を進めていたことから、同センターにおいては被災ペットも同様の対応が可能であった。本年1月末までに、犬327頭を収容し、149頭が飼い主へ返還及び新しい飼い主へ譲渡された。猫は、おもに傷病猫を対象として259頭収容し、182頭が返還及び新しい飼い主に引き取られた。

一方の熊本県は、通常業務として、県下の各保健所で収容・持ち込まれた犬・猫の一部を譲渡し、譲渡できなかった犬・猫を熊本県動物管理センターに送致し処分していた。このため、各保健所や熊本県動物管理センターでは、長期間にわたって多くの被災ペットを保管できる体制ではなかったことに加え、発災後県下で収容等された犬・猫すべてを被災ペットとして処分を行わない方針

としたため、その保管方法などを巡り混乱した。昨年11月からは被災ペットの収容、預かりを終了し、通常業務に戻る事となったが、熊本県動物管理センターでの殺処分が再開できない状況となっている。本年1月末までに犬861頭収容し、235頭が返還、475頭が譲渡された。猫は1,163頭収容し、5頭が返還、713頭が譲渡された。保護収容中、犬同士の喧嘩、攻撃性があり危険なもの、病弱なものなどがおり管理には困難を極めたようである。11月以降、危険性が高いなどの問題があり譲渡に向かない動物を、動物病院の協力を得て安楽死させた。

県獣医師会は、熊本地震ペット救護本部の設置に先駆けて4月23日に獣医師会単独の対策本部を設置し、被災ペット、被災傷病ペット、被災獣医師等への対応を行った。熊本地震ペット救護本部の設置に伴い本本部を解散し、熊本県健康危機管理課とともに熊本地震ペット救護本部の事務局を運営している。

また、(一社)九州動物福祉協会が大分県九重に九州災害時動物救援センター(熊本地震ペット救援センター)を開設し、被災動物の一時預かりを実施することになり、この活動も熊本地震ペット救護本部活動に組み込まれることになった。

(2) 日本獣医師会の対応

日本獣医師会熊本大震災救援緊急対策本部の設置後、4月18日に第1回本部会議で、被災構成獣医師、被災地方獣医師会、被災動物等の支援・救護活動を行うことが決まり、次の3点について各地方獣医師会宛に通知、実行された。

- ・義援金の募集による被災本会構成獣医師への支援、被災動物への獣医療の提供
- ・熊本県等に対する支援、救護活動
- ・熊本県内現地調査の実施

また、本部から調査員を派遣するとともに、発災直後の4月17～19日に福岡県獣医師会の緊急獣医療派遣チームVMATが現地調査を実施した。

(3) 災対協の熊本地震ペット救護本部支援

被害の実態が不明の中、環境省動物愛護管理室と協議し、義援金募集の事務を4月20日に開始した。さらに、熊本市動物愛護センターへ犬用ケージを搬送し、他の物資支援要請には、協力団体に対応していただくよう斡旋することにした。

4月24、25日に現地実態調査を行った。その際、避難所、熊本県庁、熊本県獣医師会、県動物管理センター、熊本市動物愛護センター、益城町のグランメッセ熊本でのペット相談コーナーを訪問し、今後に向けての情報を収集するとともに現地救護本部設立を要請した。

5月12、13日に再度訪問した際、熊本県、熊本市、獣医師会、環境省と協議し、現地救護本部設立と週1回程度の協議・情報共有することで合意が得られた。その後、5月27日に、「熊本地震ペット救護本部」が設立され、6月2日の第2回会議で、前述の(一社)九州動物福祉協会が構成団体として追加された。

災害支援には、①被災ペットの世話と事務管理など実際に活動できる人材の確保、②ペットフード、ケージ、清掃用具などの斡旋、③人件費、物品購入費などの支援を円滑に行わなければならなかったが、①の人材の派遣要請にまったく応えることができなかったことが災対協として、大いに悔やまれるものであった。また発災直後の混乱期に、迅速に対応できなかったことも今後の課題と考えられる。

6 今後に向けて

(1) 飼い主責任、飼い主教育

被災ペットを救護できるのは、飼い主とその家族であるが、飼い主が被災してペットの世話ができない場合や逸走で放浪ペットとなる場合もある。居住困難・不可の場合は、避難所、車中、テントや仮住まいで生活し、飼い主がペットの世話をすることになるが、7日分程度のペットフードや水の備蓄、ケージ、繋留用鎖、その他世話するための物品等が必要である。避難所にペットを同行避難しても、飼い主が世話しなければならず、支援物資が届かないことも考慮すべきである。同行避難できたとしても、他の避難者とのトラブルを避けることが求められる。トラブルの原因は、飼い主の言葉や態度のほか、ペットの抜け毛や飛散、汚れや悪臭、しつけができてなく社会性がない、落ち着きなく多動、威嚇や攻撃性、吠え声などさまざまな問題行動である。飼い主にとってはあまり気にならないことでも、他の人では大いに問題視する場合がある。普段おとなしくフレンドリーなペットであっても、周囲を見知らぬ人たちに囲まれ、まったく異なる生活環境などで、飼い主も不安にさいなまれているなどから、予想外の行動をとることがある。日ごろから、飼い主に前述のことを教える必要があり、災対協、自治体、獣医師会等が協力して市民教育を行うことが望ましく、この企画に民間団体の動物福祉・保護・愛護団体の参画が望まれる。

(2) 現地ペット救護本部設置

まず、人の健康と生活を守り、人とペットの安全を考慮し、避難生活の混乱を減らして安定化を図ることに留意する。

被災ペットとその飼い主のため、逸走し迷子になったペットのため、自治体、獣医師会、動物福祉・保護・愛護団体で構成するペット救護本部を現地に設置し、速や

かに支援活動を行うことが重要である。そのためには、発災直後の早い時期に自治体担当部署と獣医師会の担当者が協議し、環境省の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を参考にして、悪徳動物愛護団体、クレーマーボランティアの介入に注意し、ペット救護本部を設置し、以下の活動を行う必要がある。なお、発災直後の自治体は被災者救済におわれ、被災ペット救護に携わることが困難なことが多いため、通常時から関係団体とともにペット救護本部の設置について協議し、可能であれば事前に設置しておくことが望ましい。

- ①担当部署を決め役割分担や本部長を決め、コーディネーターの元に人員配置
- ②実態調査、情報収集、広報活動、相談所開設
- ③ボランティア募集
- ④物資の調達と配布
- ⑤避難所や仮設住宅での飼育支援
- ⑥動物保護収容施設（シェルター）設置と収容動物の飼養管理
- ⑦傷病動物の対応に動物病院・VMATと連携
- ⑧動物福祉・保護・愛護団体の選定と登録。新しい飼い主探しや譲渡に協力してもらう。
- ⑨義援金の募集

(3) シェルターでの飼養管理

災害時のシェルターは、恒久的施設でなく一時的・臨時的なものが多く、動物が1カ所に集められ、多くは複数の見知らぬ人の世話を受けることになる。収容される動物は、性格も多様であり、攻撃的で凶暴、犬同士の闘争、反抗的、臆病、過剰に吠えるなどの問題行動を示すものがあるため、スタッフの安全に注意が必要である。また、収容される動物は、ケージに馴れていない、環境の変化、他人、他の動物の存在などで、大きなストレスを受け、消化器症状を呈するものがあり、過密であればなおさらである。

このほかに、飼育施設の劣悪化、人手不足と不慣れで衛生管理不足、問題行動の憎悪、パルボウイルス感染症、ケネルコフ、猫汎白血球減少症、猫上部呼吸器感染症、猫真菌症などの感染症対策、不慮の妊娠対策などを講ずる必要がある。

ペットと飼い主の絆を損ねないよう配慮し、また、収容された被災ペットの飼養管理は5つの自由に基づく取扱いがなされるべきで、公的施設は絶対に動物福祉に反

してはならない。

(4) 事前トレーニング

災害は何時、どこで起こるのか、誰も予測できない現状から、災害時の対応について、トレーニングすることが望まれる。トレーニングには、自治体職員だけでなく、獣医師会、動物福祉・保護・愛護団体が協働して行うことが必要であり、動物愛護推進員やボランティアの参加が望まれる。また、獣医科大学を含む動物関連学校の学生にボランティア教育を行い、災害時には動物救護を担ってもらうことも必要である。

トレーニングに際して検討しておくべき点としては、組織運営、保護収容施設のあり方、動物福祉に合った飼養管理、咬傷事故防止、問題行動矯正、飼養環境の衛生管理、個体識別とマイクロチップ装着などがある。自治体は、毎年獣医師会とともに災害対策シンポジウムを開催し、飼い主教育、ボランティア教育、当事者トレーニングなどを行う必要があると考える。

7 最 後 に

最近の動物愛護は、ペットの殺処分ゼロ一辺倒で、その陰で虐待的な過密飼育、不適切飼養管理などで苦しむペットが多々みられ、一頭一頭のQOLが守られなくても、命があればよいとする風潮である。世界中で、殺処分をしていない国はどこにもなく、殺処分ゼロを標榜する国は日本だけかもしれない。

人に危害を及ぼしそうな危険性を秘めた動物を新しい飼い主に譲渡し、その飼い主が危害を加えられ、そんな動物を悩みながら終生飼養の元で飼い続けるなどもある。改善や矯正できない場合は、動物福祉的な安楽死を考慮すべきである。殺処分を望む者は誰もいないが、危険動物や、苦痛の苦しみから救うことが困難・不可能の場合は、動物福祉的な安楽死をしていただきたい。

ペットは、国際的動物福祉の基準といえる「5つの自由」に基づいた飼養管理することが求められている。このことで、より良い人と動物の絆（ヒューマン・アニマル・ボンド）が築かれ、人と動物の幸せに通じる。One HealthのみならずOne Welfareの理念の元、人と動物のより良い共存を目指したい。

災害時のペット救護について、提案などご意見をいただけたら幸いである。